

National Association of Crime Victims and Surviving Families

NAVS

ニュースレター

VOL.12 2002.10.15

E-mail asunokai@navs.jp URL http://www.navs.jp

全国犯罪被害者の会

〒100-8694
東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773

FAX: 03-5319-1774

VOICE

ドイツの犯罪被害者の訴訟参加

代表幹事 岡村 勲

ドイツに来て、今日で4日になる。その間、被害者支援団体である白い環、ヒルフェ、裁判所、連邦司法省、検察庁、弁護士会等を訪問し、今日の午後はベルリン州の司法省を訪問する。ドイツでは犯罪被害者の訴訟参加は、当然のことと考えられているのを、この目で確認し、大いに意を強くした。

ドイツでも以前は、今の我が国と同じように、被害者は、捜査や裁判の資料、道具として利用されるだけであった。20年位前、事件の当事者を利用するだけでよいのかという反省が生まれて、参加制度が作られたという。

参加人は、検察官とほとんど変わらない権利を持っているようだ。「検察官は、在廷義務があり、また、被告人に有利な証拠も出せるが、参加人に在廷義務はなく、被告人に有利な証拠は出せない。この点だけが違う。」という裁判官もいた。

参加人は、検察官と同じく論告求刑もできるが、検事の論告求刑を斥けて、参加人の主張を採用する判決も出るという。

「日本では、被害者が訴訟に参加すると、感情的になって法廷が混乱したり、応報的になって刑が不当に重くなると言って、参加に反対する意見もありますが」と問うと、皆さん一様に怪訝な顔をされた。

「双方に弁護士が付くから、感情的になったり、混乱することはない。混乱させたら裁判官の資質が批判される。裁判官は公平だから、過重な判決になることはない。被害者に訴訟活動させることは、真実発見にも、公平のためにも必要だ。」と言われた。

この回答は、裁判所、司法省、検察庁、弁護士会でも、全く同じであった。

あすの会は、被害者の訴訟参加を目指して、2年半訴え続けてきた。それがドイツでは、20年前に実現し、当然のことと考えられているのだ。作ってみればコロンブスの卵だが、日本では、まだ相当な抵抗勢力がある。これを打ち破るためにも、今回の調査団派遣は、誠に有意義であった。

自信を持って被害者参加を獲得しよう。

(9月19日 ベルリンにて)

INDEX

Voice	～ドイツの犯罪被害者の訴訟参加～	(1)
Topix	～ヨーロッパ調査団の必要性について～	(2)
	ヨーロッパ調査団派遣	(3)
	シンポジウムのお知らせ	(4)～(5)
	臨時総会報告	(6)～(8)
	司法制度改革検討会に対する意見陳述	(9)～(14)
	おかしいと思いませんか?	(14)
	法律豆知識	(15)
	活動報告	(15)～(16)
	関東集会/関西集会/九州集会の報告・お知らせ	(17)～(19)
	運営の基本・会計/あとがき	(20)

ヨーロッパ調査団の必要性について

幹事 本村 洋

犯罪にあった被害者は、犯罪行為により、生命・身体・精神・生活などを著しく侵害される 1 次的被害以外に、マスコミの過度な取材や報道、近隣の人々の、興味本位の噂、事件が原因による家庭崩壊など、様々な形で 2 次的・3 次的被害を受ける。

しかしながら、現在の日本は、前述した被害者を取り巻く環境を改善する以前に、現在の刑事司法制度そのものが、被害者の人権を著しく侵害している。

被害者は、事件後の警察や検察の捜査過程で長時間に亘り事件に関することから自己のプライバシーにまで及ぶ様々な内容の事情聴取を受けるが、一方で事件に関する情報は一切提供されず、その後も警察・検察の捜査記録は被害者に開示されることはない。さらに、刑事裁判の公訴権は国家（検察）が独占し、公訴を提起する権利も与えられなければ、公判においては、訴追権を行使した国家（検察）と国家から訴追された被告人という訴訟関係から、被害者は除外され、意見陳述や被告人に反論する機会すら保障されていない。当然ながら上訴権はなく、被害者は、国家が下した判決に従うほか術がない。

平成 12 年 11 月に施行された改正刑事訴訟法により、意見陳述をすることが可能となったが、意見陳述権の行使は、裁判官の裁量下であり、例え意見陳述が裁判官に認められても、その発言内容は証拠として採用されることはない。

平成 2 年 2 月 20 日、最高裁判所は「犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではない」と明言しており、裁判所は、刑事裁判において被害者の被害回復を図らないばかりか、裁判が、被害を増大させていることを黙認しているのである。被害者自らの自主救済の手段として、民事裁判による損害賠償請求が可能であるが、民事裁判が被害者へ多大な負担となるだけでなく、加害者が検挙されていない場合や加害者に支払い能力がないなどにより損害賠償制度が機能していない実情を知りながら、国家は何ら対策を講じていない。

日本の刑事司法は、犯罪被害者を無視し続けてきたのだ。

現在、司法制度改革審議会の答申を受けて、21 世紀へ向けての司法制度の改革が動き出している。残念なことに、司法審議会の答申では、被害者の権利については現状のままであった。当会は、その答申に対し、先述の「刑事司法は社会秩序維持のために存在し、被害者のために存在するのではない」という最高裁判決の見直しを強く求め、刑事司法の本質論を十分審議して欲しいと意見書を出したが、未だ回答がない。

そのため、当会自ら、被害者の被害回復と被害者感情を尊重した刑事司法制度を採用しているドイツとフランスに、10 名の調査団を、本年 9 月 15 日～29 日までの 2 週間に亘り派遣し、詳細な調査を実施するに至った。この調査結果をもとに、新たな刑事司法制度を、国家に提言する予定である。

被害者の権利確立の活動を行っている過程で「被害者は、応報感情のままに言葉を発しているだけだ。応報感情に流されてはいけない」といった主旨の言葉を耳にすることがある。

これは、大きな誤解である。私達被害者は、加害者に対する怒りや憎しみは当然あるが、その感情のままに活動している訳ではない。犯罪により被害を受けた人に対する国家の処遇が、あまりにも理不尽であり、我々の正義感が許さないからこそ、被害者のための正義を実現するために声を上げているのである。

故に、今回のヨーロッパ調査団派遣は、ただ単純に他国の法律を学ぶだけでなく、日本に、新しい正義を実現するための、貴重な活動なのである。

ヨーロッパ調査団派遣

このたび、被害者の刑事司法手続き参加の制度を日本でも実現するべく、悲願だった調査団を被害者参加制度の先進国であるフランス及びドイツへ派遣しました。詳細は、以下のとおりです。

期 間 2002年9月15日～9月29日

訪問先

- (1) ドイツ……「白い輪」、「ヒルフェ」(被害者支援団体)、連邦司法省、州裁判所、州司法省、検事局、弁護士ほか
- (2) フランス……INAVEM、パリ被害者援助協会、検事局、弁護士、予審判事、パリ重罪院、司法省ほか

団 員

- | | | | |
|----|---------------|---------|-----------------------|
| 1 | 弁護士(第一東京弁護士会) | 岡 村 勲 | (団長、全国犯罪被害者の会代表) |
| 2 | 常磐大学教授兼理事 | 諸 澤 英 道 | (前常磐大学学長、全国犯罪被害者の会顧問) |
| 3 | 愛知大学教授 | 加 藤 克 佳 | |
| 4 | 弁護士(兵庫県弁護士会) | 垣 添 誠 雄 | (副団長、被害者支援弁護士) |
| 5 | 弁護士(静岡県弁護士会) | 白 井 孝 一 | (被害者支援弁護士) |
| 6 | 弁護士(長野県弁護士会) | 酒 井 宏 幸 | (同) |
| 7 | 弁護士(第一東京弁護士会) | 河 野 敬 | (同) |
| 8 | 弁護士(東京弁護士会) | 守 屋 典 子 | (同) |
| 9 | 弁護士(第二東京弁護士会) | 高 橋 正 人 | (同) |
| 10 | 全国犯罪被害者の会事務局 | 小 山 美 希 | |

* ヨーロッパ調査団の皆様は、この調査に対する私たち犯罪被害者の大きな期待と熱い思いを重く受けとめられ、調査に先立ち、都内において、十数回にわたり勉強会を開かれ、その都度、神戸、静岡、長野、東京から、お集まりいただきました。そして、訪問先のドイツ、フランスの司法制度や、その国で犯罪被害者がどのような処遇を受けているかなど、現時点で得られている情報を基に、多角的、かつ、深い視点から調査・研究され、また、質問事項も詳細検討され、現地におけるきめ細かな調査が効率的に実施できるよう、万全の配慮をされて調査に臨まれました。

ご多忙の中、諸先生におかれては、睡眠時間わずか数時間、まさに、寝食を忘れ、勉強に、研究に没頭されましたこと、また、全てボランティアでやっていただいていることを漏れ伺いましたが、まことにありがたいことでもあります。

9月7日、ヨーロッパ調査団壮行会が、飯田橋で開催されました。調査団の先生方お一人ずつから、ヨーロッパ調査にあたっての抱負、決意などをお聞かせいただき、その後、団員、会員そして当日ご参加くださったマスコミの方々と、意見・情報交換会へと移行しましたが、どなたも熱い思いをぶつけ合い、大変に盛り上がった会となりました。

マスコミ関係の方々から、「いろいろな犯罪に遭われた方から、直接、お話を伺い、事件後何年経ても、悲惨な思いは変わらぬこと、その上、我が国の被害者の権利確立や支援体制の大変お粗末なことを改めて深く認識しました。今回の調査は、極めて画期的なことであり、是非、先進国の実状を余すところなく調査され、日本での実現に向けて、貢献してください。」との、熱いメッセージが寄せられました。

帰国後の成果の発表を、心待ちにしております。

(事務局)

◎ヨーロッパ調査の様子が、NHK(総合)の「クローズアップ現代」(月～木 午後7時30より放送)で10月の後半に、放映される予定です。是非ご覧ください(現在、世界情勢の変化により、現時点では日にちを特定できません。ご了承ください)。

第4回シンポジウム・総会（ご案内） 被害者の刑事手続きへの参加をめざして

2002年12月8日（日）10:00～17:00

日比谷三井ビル 8階ホール

（東京都千代田区有楽町1-1-2）

ヨーロッパ調査団は、本年9月15日から29日まで、ドイツ、フランスの司法制度を調査してきました。この国では、犯罪被害者が法廷の傍聴席ではなく、検事の隣に座って、検事と同じように被告人に質問したり、証拠を提出したり、論告も、求刑もできるのです（公訴参加）。「被害者は、証拠品ではない、当事者だ。」というのが、ドイツやフランス、その他ヨーロッパの国々の考えです。また、民事の損害賠償請求訴訟は、刑事訴訟と同じ法廷で裁判される制度もあります（付帯私訴）。

シンポジウムでは、ドイツ・フランスの制度をご紹介します。我が国にこれを導入するにはどうすればよいかなどを議論します。

これは、我が国では初めての試みであり、画期的なことです。どうぞ、奮って参加し、意見を述べてください。

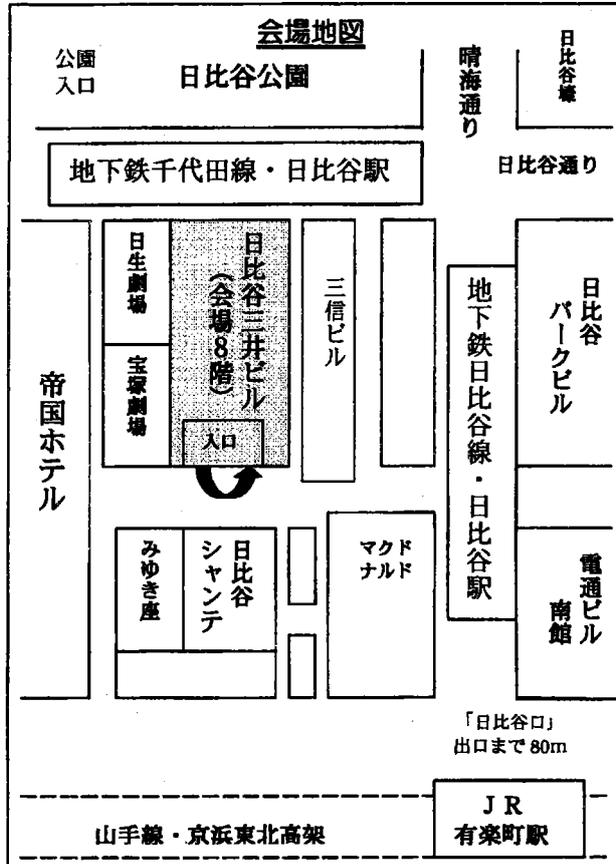
シンポの後で、第4回総会を開催し、刑事手続きに参加するための提言を協議した上、決議し、一部会則の改正も行う予定です。

会費は無料です。会員の皆様はもちろん、一般の方々のご参加も歓迎いたします。たくさんの皆様のお越しをお待ちしております。

プログラム

- 9:30 受付開始
10:00 開会
岡村代表幹事挨拶
10:10 来賓挨拶
10:30 被害者の体験報告
12:00～13:00 （休憩）
13:00 シンポジウム **被害者の刑事手続きへの参加をめざして**
①調査報告
ドイツ担当 : 高橋 正人 氏（弁護士）
（ドイツの模擬裁判ビデオ上映を含む）
フランス担当 : 酒井 宏幸 氏（弁護士）
13:40 ②パネルディスカッション
コーディネーター : 白井 孝一 氏（弁護士）
河野 敬 氏（弁護士）
パネリスト : 加藤 克佳 氏（愛知大学法学部教授）
小木曾 綾 氏（駒澤大学法学部助教授）
垣添 誠雄 氏（弁護士）
守屋 典子 氏（弁護士）
鳥越俊太郎 氏（ジャーナリスト）
15:40 総括 : 諸澤 英道 氏（常磐大学教授・全国犯罪被害者の会顧問）
15:50～16:00 （休憩）
16:00 総会
17:00 閉会
17:30～19:30 懇親会（総会と同じ場所で行います。）

会場地図



ボランティアのお願い

当会のボランティアとして、登録していただいている方に、シンポジウム当日、会場の受付、整理、誘導などをお願いしたいと思います。

当会の活動にご理解をいただきまして、ご協力をお願いいたします。当日ご支援いただけます方は、下記まで、ご連絡ください。

あすの会事務局

TEL 03-5319-1773

懇親会のお誘い

シンポジウム終了後、同じ会場で懇親会を行います。会費は3000円を予定しております。

全国の会員が集まる貴重な機会ですし、ヨーロッパ調査の団員も参加する予定ですので、ドイツ、フランスの司法制度について、貴重な体験情報がいただけるものと思います。またとない機会ですので、是非ご参加の上、意見交換してください。

今年は、一般の方々にもご参加いただき、意見・情報交換をしていただければと思います。大勢の皆様のお越しをお待ちしております。

宿泊ホテルのご案内

シンポジウムの会場を無償でご提供いただきました三井不動産様のご厚意により、参加者のために、ホテルを割引料金で宿泊させていただける予定です。

宿泊を予定されております方は、事務局までお問い合わせください。

◆ 三井ガーデンホテル蒲田 ◆

TEL 03-5710-1131

(JR、東急蒲田駅から徒歩3分。羽田空港から京浜急行線利用で20分。)

◆ 三井アーバンホテル銀座 ◆

TEL 03-3572-4131

(JR新橋駅から徒歩3分。)

臨時総会の報告

5月18日に東京飯田橋「シニアワーク東京」で臨時総会を開催し、規約の改正および役員を選任について決定しました。岡村代表幹事挨拶とあわせて以下に掲載いたします（当日は、あいにく、代表幹事が病氣入院中でしたが、メッセージが寄せられました。）。

また、ヨーロッパ調査団の派遣の概要および司法制度改革に関する署名活動の検討状況についても報告がありました（内容は省略）。

1. 岡村代表幹事挨拶

「総会の開催にあたり、会員の皆様にお目にかかってご挨拶を申し上げなければならないところですが、病床の折、書面にてのご挨拶に代えさせていただきます。

2年前の2000年1月23日に、悲惨な実情に置かれた私たち犯罪被害者が、被害者の権利と被害回復制度の確立を目指して、ともに立ち上がりました。

この2年で、犯罪被害者に対する社会の認識は大変深まり、犯罪被害者保護法、刑事訴訟法及び検察審査会法の改正、少年法の改正、犯罪被害者等給付金支給法の改正、ストーカー法の制定、危険運転致死傷罪の新設並びに行政や司法の対応の改善など、被害者保護の面で進歩がありました。

被害者問題は、まだ、まだ、ほんの緒についたばかりですが、一步一步前進しております。あすの会の存在も、次第に社会のなかで認められてきました。これもひとえに、多くの方々の物心両面にわたるご支援と、会員の皆様方のご努力の賜と存じ、感謝申し上げます。

特に、石原東京都知事には、「犯罪被害者の会を支援するフォーラム」という強力な後援団体を結成していただきまして、この上もなくありがたく存じております。

ここで、現在、社会で大きな論議となっており、私たちにも非常に関係の深い3法案について、少し述べさせていただきます。

人権擁護法案、精神障害者に関する法律案と司法制度改革の3点です。

まず、人権擁護法案についてです。

法案は、本年3月8日に国会に提出され、現在、参議院で審議中です。

ここでは、犯罪被害者に対する報道機関の過剰な取材と誤認報道による人権侵害が、大きな社会問題となっております。皆様方のなかにも、たくさんの方が大変な被害に遭っておられます。

この法案は、被害者・遺族の名誉を著しく傷つける報道をさせないため、また、取材を拒んでいる被害者・家族に、過剰取材をさせないように規制するという至極当然な法案ですが、メディア側は、報道・表現の自由は憲法で保障されており、人権より優先するといってこぞって反対し、過剰取材の防止は、自主規制でやるべきだといっています。

私たちは、繰り返し報道側において報道被害に至らぬよう、自主的に規制することを求めてきましたが、残念なことに、未だ改善されておりません。ここに至っては、法によって規制してもらう以外に方法がないのです。表現の自由より、人間の生存権が大切です。

過剰取材被害については、人権委員会が、調査し、勧告し、公表することができるのですが、報道された内容については、除外されています。また、保護される取材の対象者のなかにも、隣人や親類は含まれておりません。

不十分な点は多々ありますが、マスコミによって泣かされる被害者を救おうという点では画期的であり、是非成立を願ってやみません。

次に、去る3月19日衆議院に提出された、精神障害者に関する法律案「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案」についてです。

精神障害者が犯罪を行った場合、責任能力がないということで検察官が不起訴とし、また、起訴しても、裁判所で無罪とされたりする場合が数多くあり、悔しい、つらい思いをすると共に、再犯による身の危険に怯えている被害者が大勢います。

現在の制度では、不起訴や、無罪となった加害者は、病院へ入れられ、あとは専ら医療の問題として取り扱われ、司法は関与しないことになっています。

しかし、精神障害者の犯罪も犯罪であることに違いなく、先進国では司法が関与しています。遅ればせながら、わが国でも司法が関与すべきということになって、今度の法案となったのです。

現在、審議中の法案では、心神喪失等の状態で重大な犯罪にあたる行為を行った者について、不起訴や無罪となった場合、検察官は、地方裁判所に処遇の要否の審判を申し立てることにしたのです。

裁判所は、一人の裁判官と一人の精神保健審判員（精神科医）の合議体で、入院か、通院の決定をします。

退院の判断も裁判官が関与します。司法が関与することになりますので、前進です。

被害者は、退院した加害者からの再被害をおそれているのですが、退院の通知などが被害者になされないなど不十分な点も多く、今後改善されなければならない点については、提言を行っていくこととします。

3番目は司法制度改革です。

「司法制度改革推進本部は、司法制度改革審議会の答申を受けて、国民のための司法を目指して大改革を行おうとしていますが、その答申においては、加害者の権利、国選弁護の拡充などの点が改善されているにも拘わらず、被害者の権利は、残念ながら、現状のままにされ、被害者のための刑事司法になっていません。

被害者が刑事司法の蚊帳の外に置かれ、参考人、証人としての協力義務だけを負わされている現状を維持しようとしています。

あすの会は、ドイツとフランスの実状を調査すべく欧州調査団を派遣することとしました。

フランスでは、検察官と並んで、被害者も民事訴訟の提起により、公訴提起と同様の効果を生じさせ、検察官の不起訴処分に泣かされることもありません。検察官が公訴提起したときは、被害者は、訴訟に参加し、自ら又は弁護士を代理人とし被告人や証人に対して質問することができるようになっています。

ドイツでは、軽い一定の犯罪については、被害者自身が訴追するのが原則で、これらの犯罪に公共の利益が存するときに限って検事局も公訴できることになっています。重罪については、検事局だけが訴追しますが、検事局が起訴した事件については、被害者は訴訟手続きに参加し、裁判官に対する忌避権、証拠申請権、質問権、意見陳述権が保障され、弁護士を付けるための訴訟援助も認められています。

これらは、被害者感情を尊重した制度で、司法に対する信頼となっています。今後の司法改革において、是非この制度を取り入れていただきたい思い、欧州調査団を派遣するのです。

以上いろいろ申し上げましたが、犯罪被害者を、刑事司法の中での一定の地位・権利を認めて参加させること、犯罪被害者への法的援助を行うことなどを求め、広く国民に訴えるための署名活動等を実施していきます。

そして、私たち被害者の権利と被害回復制度の実現を目指して、がんばりましょう。」

2. 規約の改正

会の運営の円滑化を図るため、下記の下線部分を『追加』しました。

また、字句の整理のための改正も行いましたが、ここでは省略させていただきました。

あすの会のホームページ [http://www.navs.jp] には規約全文を掲載しておりますので、ご覧ください。ホームページがご覧になれない会員の方で、郵送をご希望される場合は事務局にご連絡ください。

第7条 会員が次号のいずれかに該当するときは、幹事会において3分の2以上の賛同を得て、除名できる。

1. この規約に違反したとき
2. 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に違反する行為をしたとき
3. 会員としてふさわしくないと認められたとき

第21条 幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。代表幹事に事故ある場合は、幹事の互選により選任された者が、これにあたる。

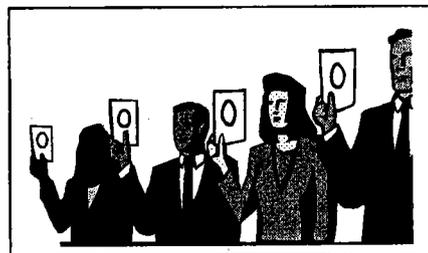
- 2 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 幹事会の議事については、議事録を作成する。

3. 役員を選任

新役員が、次のとおり選任されました（敬称略）。任期は、2004年1月22日までです。

なお、片山徒有前幹事は、ご都合により退任され、総会の席上で、同氏から退任と激励のご挨拶をいただきました。

幹事	岡村 勲	(互選で代表幹事に就任)
幹事	猪野 京子	(再任)
幹事	内村 和代	(再任)
幹事	仮谷 実	(前 会計監査)
幹事	林 良平	(再任)
幹事	松村 恒夫	(再任)
幹事	宮園 誠也	(再任)
幹事	本村 洋	(再任)
会計監査	田村 紀久子	(前 幹事)
顧問	諸澤 英道	(任期なく留任。)



司法制度改革推進本部「裁判員・刑事検討会」において

岡村代表幹事が意見陳述



9月24日、「国民のための、21世紀に向けた司法制度改革」を標榜する、司法制度改革推進本部「裁判員・刑事検討会」部会において、参考人の意見聴取がなされました。

このヒアリングは、今まで聴く耳を持たなかった同本部が、はじめて、犯罪被害者にも発言の機会を与えるというもので、この機会を逃すと、意見陳述の機会は二度となく、大変重要であるということから、当会の岡村代表幹事は、9名の団員と共にヨーロッパで司法制度の実状を調査中でしたが、フランスの調査

を他の団員に委ね、急遽ドイツから帰国して、意見陳述を行いました。

座長以下各委員には、終始熱心に傾聴していただき、犯罪被害者の実状を重く受け止めていただけたものと信じます。マスコミの方からも、大変インパクトがあり、とても感動的でしたとの感想が寄せられました。ご参考のため、以下に、事前に提出した意見書の全文を掲載します（当日はこれを基に意見を陳述してきました）。

平成14年9月12日

司法制度改革推進本部
裁判員・刑事検討会
座長 井上正仁 殿

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡村 勲

意見書

一 犯罪被害者の刑事手続きに対する不信

1. 犯罪被害者は何故捜査に協力するのか

犯罪によって被害、特に重大な被害を被った被害者（遺族を含む。以下同じ）が、加害者に対して厳正な刑罰が下されることを願うのは当然で、国がこの無念の思いを晴らしてくれると思えばこそ、捜査、公判に協力するのである。

捜査協力は被害者にとって大変な負担である。葬儀の済まないうちから、何回となく事情聴取され、家宅搜索、実況見分の立ち会いなど、くたくたになる。強制的にされた司法解剖後の遺体の引き取りも被害者の負担だ。自宅立ち入りを禁止された遺族、親族のホテル宿泊料も遺族持ち。性犯罪の被害者が恥を忍んで捜査官や法廷で被害状況を説明するのも同様の理由による。

2. 犯罪被害者の利益を守らない刑事司法

ところが、刑事司法は公の秩序維持のためのもので、被害者のためのものではない、というのが我が国の司法である。最高裁判所平成2年2月20日判決は、「犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護されたものではないというべきである。」という。

このことは、捜査、公判と進むにつれてだんだんと犯罪被害者に分かってくる。頼りにしていた捜査官から十分な事件の情報は貰えず、報道機関から知らされることも少なくない。起訴、不起訴について意見を述べる権利も無く、最近までは、送検や起訴の事実や公判の期日まで知らされず、知らないうちに裁判が終わっていたというケースも多かった。公判段階に入っても、起訴状、冒頭陳述書、証拠カード、論告要旨、弁論要旨、判決書も貰えない。傍聴席は報道機関の後列に座らされることも多く、加害者の関係者と混在して座らされることもある。現場写真や実況見分調書、証拠類は傍聴席には廻ってこないし、供述調書も要旨だけしか朗読されないこともあるから本当のところは分からない。甲号証、乙号証などの専門用語が飛びかって専門家でも混乱する。加害者は平気で嘘をつき、被害者の名誉を傷つける。傍聴席の被害者は腹の煮えくり返る思いがするが反論できない。「違います」と2回叫んだだけで退廷させられた被害者もいる。「マイクの音量を高くしてくれませんか。」と頼ん

だ被害者は「傍聴席に聞かせるために裁判しているのではない」と一蹴された。

ここにあって、犯罪被害者は「自分たちは公の秩序維持の道具、裁判の資料に利用されてきただけで、自分たちのために捜査や裁判をしてきていたのではない」ということに気づくのである。そして刑事司法を恨み、憤るのである。

犯罪被害者保護二法の施行や警察の努力もあって若干の改善が行われたが刑事司法は公益のためのもので犯罪被害者のためのものではない、という基本は変わらず、司法制度改革審議会の意見もこの基本を支持している。

二. 犯罪被害者を排除する刑事司法

被害者のために存在するのではないとする我が国の刑事司法は、その当然の帰結として被害者を刑事手続きから排除してしまっている。何の法的地位も権利も与えず、刑事裁判は加害者、弁護人、検察官、裁判官だけで行われ、犯罪の最大の利害関係人であり、事件の当事者である被害者を完全に蚊帳の外に置き、利用するだけ利用するというのが現在の刑事司法である。これでは被害者が納得するはずがない。民事損害賠償訴訟が実効を持たないことと相まって、司法不信を増幅させている。このような我が国の司法は、被害者以外の各方面からも非難の声があがっており、また国際的にも被害者保護の潮流からも取り残された感さえある。

三 国連及び諸外国の状況について

ところで犯罪被害者と刑事司法との関係について国連及び諸外国の制度を概観すれば、各国とも犯罪被害者に対して相当の配慮を行い、犯罪被害者を刑事司法全般において実質的当事者として取り扱っており、1980年代以降は、犯罪被害者の保護及び権利の拡充は世界的な潮流となっている。

1. 国連による犯罪被害者の権利確立の要請

国連は、1985年、犯罪及び権利濫用の被害者のための司法に関する国連基準規則宣言 (UN Declaration of the Basic Principles of Justice for the Victims of Crime and Abuse of Power) により刑事手続における犯罪被害者の法的地位の拡充のための準則を示し、また、犯罪被害者のためのハンドブック (1998年) によりこの国際的標準化を要請している。

2. 諸外国の制度について

諸外国の多くの国では、犯罪被害者は、刑事司法全般において実質的当事者として取り扱われている。その主要なものをごく簡単に略述すれば次のとおりである。

(1) ドイツ

ドイツ刑事訴訟法においては、「第5章 被害者の手続参加 (Beteiligung des Verletzten am Verfahren)」という章が設けられ、そこには犯罪被害者の手続参加について様々な規定がおかれている。

一定の重罪等(殺人、傷害、性犯罪等)についての訴追権者は検察官であるが犯罪被害者は公訴参加できる。この場合、在廷する権利、記録閲覧権、証拠申請権、質問権、忌避権、上訴権など広汎な訴訟上の権利が与えられる(公訴参加: Nebenklage)。

また、一定の軽罪については原則として犯罪被害者だけが訴追権を持つ(私人訴追: Privatklage)。これは、端的に刑事訴追を犯罪被害者に認めたものにほかならない。

さらに、犯罪被害者またはその相続人は、犯罪により加害者に対して生じる財産上の請求権を刑事裁判において行使することができる(附帯私訴: Entschädigung des Verletzten)。

これらに関して、弁護士の補佐及び代理を受けることができるものとされている。

(2) フランス

フランス刑事訴訟法においても、冒頭において「序編 公訴及び私訴」という章を設けて私訴に言及し、その後の手続きにおいても随時私訴について言及する。

フランスでは犯罪被害者は私訴権(私訴: action civile)をもつ。これは損害賠償請求の形を取りながら、実質は国に対する処罰請求権とも言えるものである。検察官によってすでに公訴提起がなされていれば参加し、起訴されていないときは、予審判事に対して告訴状を提出して予審開始を求めることができる。その地位は私訴原告人(partie civile)と呼ばれる。私訴原告人となれば、予審、判決裁判において、記録閲覧請求権、一定の証拠申請権等が与えられ、判決裁判所での在廷権など刑事手続きにおいて広汎な権利が与えられている。

私訴の制度は、ごく僅かの金銭を請求する場合にも認められており、検察官による公訴権の運用のチェック、被害者の保護及び国家刑罰権の適切な運用の点で有用であると評価されている。

また、フランスでは司法省が、一般市民を対象として「被害者の権利のガイド」(Guide des droits des Victimes) という大部のガイドブックを発行するほか、被害者支援の一環として、「被害者の権利」「被害者の援助」と題するパンフレットを配布し、この中で私訴についても他の援助制度と同等に解

り大きな負担を受けている犯罪被害者にとって、新たに民事訴訟を提起することはかなりの困難を伴うものである。しかし、刑事裁判の中でこの審理を行うことが可能であれば、犯罪被害者にとっての負担は相当程度解消することは明らかである。また、附帯私訴の制度によれば、一定の範囲の審理を一括して行いするのであるから訴訟経済にも資するものであり、また、判決の不一致を回避することも可能となる。なお、この附帯私訴については、旧刑事訴訟法のもとにおいて利用が少なかった為に廃止されたとされている。しかし、犯罪被害者の権利が自覚されるに至った今日においては全く様相を異にするものと思われる。そして、この制度が上述のような大きな役割を持ちうる以上、実際に利用が少ない場合は、ドイツ、フランスに見られるように、制度を改善して利用促進を図るのが本筋であると思われる。

(3) 公費による被害者代理人制度の確立

犯罪被害者が上記のような権利を認められたとしても、犯罪被害者は法律的知識を有しないのが通常であるから、法的支援を受けられなければ、上記権利は絵に描いた餅になり、実際には、犯罪被害者は何ら権利行使を行えないことになる。すなわち、刑事手続への関与はもとより、捜査機関との折衝、公判における検察官との協議、記録の閲覧謄写手続、意見陳述の補佐、マスコミ対策等どれ一つをとってみても法律の専門家の援助を要するものばかりだからである。

そこで、犯罪被害者の諸権利を実効有らしめる為には、弁護士の援助を受けることができる制度を確立すべきである。そして、加害者に対して国選辩护人制度が認められ、また、被疑者段階でも公費による辩护人制度が検討されていることを考えれば、これとのバランスにおいて、費用を支払うことができない犯罪被害者のために公費による代理人制度を制定すべきことは最低限の要請である。

2. その他の制度について

(1) 検察審査会の権能の拡充

ところで、我が国においては前述の起訴独占主義に加え、顕著な起訴便宜主義が貫かれており、検察官による訴追裁量が広汎に行われ、相当程度の犯罪が起訴猶予とされている。しかし、これは、犯罪被害者から見れば、犯罪被害者の被害を不問に付すものであり堪え難いことも多い。そこで、犯罪被害者は検察審査会に審査請求を行うものであるが、現在の制度では、検察審査会が起訴相当、不起訴不当の議決をしても検察官はこれに拘束されないものとされている。しかし、これでは、犯罪被害者の心情を無視するものであるだけでなく、そもそも検察審査会の存在意義にかかわることである。

この点に関し、司法制度改革審議会は、検察審査会の議決に一定の拘束力を持たせることを提案した。これは、歓迎すべきことである。ただし、同審議会が、検察審査会を単に民意の反映ないし国民の司法参加という観点だけから捉えている点は問題である。検察審査会が不当な不起訴により苦悶する犯罪被害者に対する救済の手段となり得るよう制度設計を行うべきである。

そして、そのためには、犯罪被害者に対し、検察審査会に意見書や資料を提出できるだけでなく、意見を述べる権利を付与すること、その前提として捜査記録を開示することを内容とすべきである。

また、一旦不起訴処分を行った検察官に、検察審査会の議決の拘束力をもって公訴提起を強制するとしても、実際上訴訟遂行に熱が入らないことも想定される。そこで、この場合、起訴、訴訟遂行の主体についても検討すべきである。司法制度改革審議会の意見書も「起訴、訴訟遂行の主体等についても検討すべきである」としているのもこの趣旨と解される。そこで、現行法における準起訴手続を拡張する制度を確立するなどして、不当な不起訴への対策を検討することが必要である。

(2) 捜査機関に対する捜査開始命令

犯罪被害者が、犯罪により、特に反復的な犯罪によって被害を受けた段階で警察に相談し、または告訴をしても警察が「事件性がない」などといって捜査に着手せず放置した結果、殺人にまで発展した事件が少なからずあったことは記憶に新しいところである。

このような惨事を防ぐ為にも、犯罪被害者が告訴をした場合において捜査機関が捜査に着手しないときは、一定の機関が、一定の要件のもとに捜査を命じる制度を設けるべきである。

七 おわり

犯罪被害者に信頼されない刑事司法は、国民に信頼されない。

司法制度改革審議会は、国民から信頼される司法の構築を目指しながら、刑事司法は公の秩序維持のためであり、犯罪被害者の利益のためにあるのではないとして犯罪被害者を刑事手続きから排除する現行法制度を維持している。

ここでいう信頼されるべき国民とは誰のことか。一般の国民は、学生時代に刑事裁判を傍聴したことがあるくらいで、その後は裁判所に行ったこともなく、刑事司法と無関係に生きている。刑事司法と関係のある国民といえば、加害者と犯罪被害者だけしかいない。犯罪被害者は現行刑事司法制度に対して怨嗟の念を抱いていることは冒頭で述べたとおりである。犯罪被害者が信頼しない刑事司法制度を、どうして国民が信頼すると言えるのか。審議会はこの基本的部分の認識に欠けていると思われる。

る。

貴検討会に於かれては、この点を十分に理解され、犯罪被害者、国民に信頼される刑事司法の創設に力を尽くしていただきたい。

全国犯罪被害者の会では、近い将来、諸外国に調査団を派遣し、その制度を調査の上、犯罪被害者が刑事司法手続に参加する権利を承認する立法案の要綱を策定して司法改革推進本部に提言する用意がある。司法改革推進本部におかれては、当会の提言を受け止め、犯罪被害者の刑事手続における権利を拡充する立法を実現すべく尽力していただきたく、ここに意見を申し述べる次第である。

以上

司法制度改革推進本部へ意見を寄せよう！

今、内閣では、刑事司法制度改革について必要な検討を行っており、広く国民の声（意見）を募集しています。

集会などで、皆様から、裁判当事者の扱いでないため、公判はバーの外、加害者が、嘘やありもしないデタラメなことを言っても反論が許されず、捜査記録は見せてもらえず、また、執行猶予になると途端に示談の約束は知らん顔されてしまうなどの不満、そして、少年や精神障害者による犯罪の、加害者保護一辺倒の法の不備・欠陥、さらに、民事で勝訴したにも拘わらず、資産がないとの理由で損害賠償が空手形になっている実例がいかに多いかなど、たくさんの例をお聞きしています。

そこで、この機会に、皆様が経験された、それら司法制度全般に亘る事項についての不満や要望や「被害者の刑事裁判への参加制度」の必要性を訴えませんか。

締め切りは10月末ですから、あまり日がありませんが、是非、たくさんの皆様の、生のご意見を寄せいただければと思います。形式は特に定められておりませんが、住所、氏名のほか、職業を書き添えていただければとのことで、宛先は、以下のとおりです。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎3階 司法制度改革推進本部事務局 (10月末まで)
◆詳しくは、司法制度改革推進本部ホームページまで。
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/index.html>)



おかしいと思いませんか？

犯罪被害者は、被害を受けた当事者であり、加害者がどういう刑を受けるかについても最も利害関係を持つ者です。ところが裁判所では一般傍聴人と同じように座らされます。

外国人を含む強盗団に押し入られて主婦が殺害され、お嬢さんが傷害を受けるという事件がありました。その後、犯人は逮捕されて裁判が始まりました。被告人は、自分の都合の悪いところへくると声が小さくなり、傍聴していた遺族には聞き取れません。どうして犯罪が行われたのか、どうして自分の家が狙われたのか、どういう風に被害者が襲われたのか、当然遺族や被害者はその詳細を知りたいのです。そこで傍聴席から「聞こえないんですよ」と言い、続けてもう1度「何を言っているか、聞こえないんですよ」と言いました。裁判官は怒って「退廷させますよ」と言うので、遺族は、自ら退廷したそうです。

遺族には、審理を邪魔する意図は全くありません。なぜ裁判所は退廷させるという前に、「もっと大きな声を出しなさい」と注意するか、マイクの音量を上げて遺族に聞こえるようにしないのでしょうか。

お嬢さんが通り魔に殺害された遺族が居られます。やはり傍聴席では加害者の声が聞こえなかったそうです。そこで休憩時間に「聞こえないからマイクの音量を上げてください」と裁判所に頼んだそうです。ところが裁判所は「傍聴人に聞かせるために裁判をしているのではない」と言って取り合わなかったそうです。まるで、「お上のご意向に逆らうな」という、時代劇にそっくりです。

これが司法制度改革推進本部のいう国民の為の司法、国民に信頼される司法と言えるのでしょうか。

おかしいと思いませんか？

説を行い、私訴制度の啓蒙を行っている。

(3) イギリス

イギリスでは、私人訴追が原則である。1985年に犯罪訴追法が制定され、検察官制度が導入された後も同様と解され、被害者の権利保護の観点から意義あるものとされている。また、検察官が起訴不起訴を決定する場合においても被害者の意見を聞くべきものとされている。

さらに、近時、犯罪被害者の権利が拡充された。1990年に被害者憲章 (Victims Charter)、1996年に新被害者憲章が相次いで出され、漸次権利の拡大が行われている。

(4) イタリア

民事請求の形式により刑事裁判に参加することができるものとされている。そして、民事当事者としての地位を取得すると、冒頭陳述権、証拠申請権、証人に対する反対尋問権などが認められている。

四 我が国の刑事司法における犯罪被害者の取扱いの現状について

1. 最近の犯罪被害者保護の動きについて

このような世界的な潮流の中で、我が国でも犯罪被害者の保護制度がようやく打ち出されるようになり、2000年5月12日には犯罪被害者保護二法が成立し、1999年7月16日には犯罪被害者等給付金支給法が改正され、犯罪被害者に対する補償の内容が拡大した。しかし、保護二法の定める被害者に対する配慮は、あくまでも配慮であって権利ではない。僅かに意見陳述制度が刑事手続きのなかに頭半分出した感があるが、これとて十分に活用されているとはいえない。

被害者保護制度はようやく第一歩を踏み出したに過ぎないのである。

2. 法務省の見解について

法務省は、平成9年に犯罪被害者の被害回復制度について国民から意見を公募したが、この検討項目の中で、附帯私訴、公訴参加の導入の可能性を挙げている。法務省自身が近時の世界の潮流を考慮したものといえることができる。

3. 司法制度改革審議会の答申について

このような中で、平成13年6月12日、司法制度改革審議会は21世紀の我が国の司法制度についての意見書を提出したが、この中で、これまで犯罪被害者に関する視点が欠如していたことを認め、「刑事手続の中で被害者等の保護・救済に十分な配慮をしていくことは、刑事司法に対する国民の信頼を確保する上でも重要であり、今後も一層の充実を図るため、必要な検討を行うべきである。」と述べている。

ところが、この意見書は、犯罪被害者の法的地位の確立や権利の充実に関して何ら具体策を示していない。加害者については、被疑者段階や少年審判における公的費用による弁護士、付添人の選任権を認めるなど権利拡大の具体的な提言を積極的にしているだけに、同審議会の犯罪被害者に対する消極的な姿勢は残念である。

五 犯罪被害者の刑事手続きへの参加の必要性

1. 犯罪被害者の当事者性

(1) 犯罪被害者は、加害者と並んで犯罪事件の当事者であり、最大の利害関係人である。

(2) 犯罪被害者は事件の当事者であるから、本来的に当該事件について刑事手続きに於いて当事者となる権利を有すべきである。

ところで、刑事手続きは加害者に対して刑罰を科する手続きである。刑罰の本質については古来いろいろいわれてきたが、一般予防、特別予防、教育など様々な要素が混ざり合っており、一元的に割り切ることはできないが、応報の観念が必ず存在することは否定できない。被害者が加害者に対して厳正な刑罰を望み、それが科せられることが被害者の立ち直りにも必要である。不相当に軽い刑罰が科せられることがあれば、個人的法益を害された被害者の応報感情は著しく傷つけられ、不利益を受けることとなる。被害者が再起不能の苦しみを続けているとき、加害者が短期で出所するようなことがあれば、被害者がさらに大きなダメージを受けることは容易に想像できることである。

また被害者は、発生した犯罪の真実、詳細を知るとともに、加害者の一方的な主張に流されることなく、被害者の名誉を守りたいとの思いに駆られるのも当然である。

そうだとすれば、このような刑事手続きに被害者や遺族が参加すべきことは、両当事者に告知聴聞の機会を与えることを主要な内容とする適正手続きの保障の観点からも見れば、至極当然のことであり、被害者や遺族だけを蚊帳の外に置くことは、およそ適正手続きとは認め難い制度という外はない。

2. 私人の関与についての沿革的理由

近代刑事司法においては、犯罪被害者による復讐・私刑を禁止し、刑罰権の行使は国家が行うものとされている。この刑罰権の発動を請求する権利の行使の担い手は、国によりまた時期により様々である。しかし、ヨーロッパ諸国においては、前述のドイツ、フランス、イギリス等の主要国をはじめ

多くの国において、現在に至るまで犯罪被害者に対してかなりの程度において刑事裁判への関与、国に対する処罰請求権の行使を認めている。

そして、1980年代以降、犯罪被害者の保護及び権利拡充の機運が高まり、これに伴って、主要国においては、犯罪被害者保護、権利拡大のための施策が相次いで実施され、そのための制度が確立されているのである。

3. 真実の発見について

ところで、犯罪被害者自身は、まさに当該事件を身をもって体験した当事者であるから、当該事案についてもっともよく知る者である。だからこそ、当該事件について真っ先に協力を求められ、証人として出廷を求められるのである。

そこで、このような被害者自身が刑事裁判に参加し、公判廷において自らの経験をもとに訴訟活動を行うことは、真実発見にも資するものである。

4. 犯罪被害者を刑事手続に参加させることの許容性について

ところで、犯罪被害者が刑事手続に参加することについて、何らの支障もない。

先ず、憲法上の問題が見当たらないことは明らかである。

次に、犯罪被害者の刑事手続への参加を認めると、現行の刑事訴訟法の多くの条項にかかわる改正を行うべきことになる。しかし、これは現行刑事訴訟法の最も基本的な原則である当事者主義の構造にも反するものではなく、当事者として犯罪被害者が加わるだけである。

さらに、現行刑事訴訟法においても、告訴、準起訴手続、検察審査会による不起訴処分のチェック等の制度は、被害者の関与を認めるものである。

そして、刑事手続における犯罪被害者の地位の向上は、その分被告人の権利を減少させることを要求するものではない。被告人の権利とは関係なく犯罪被害者の権利を付与せよというだけなのである。

六 犯罪被害者の刑事手続への具体的な関与について

上記の観点から見れば、犯罪被害者を刑事手続に参加させることが是非とも必要である。そして、犯罪被害者の刑事裁判への参加の形態については、諸外国の例その他から見て、以下のとおり様々な方法が考えられる。そして、犯罪被害者の立場、国民世論、世界的潮流からみれば、我が国においても一日も早くこれらの制度を検討して導入すべきものとする。

1. 犯罪被害者の刑事手続への参加の制度

(1) 私人（犯罪被害者）の公訴参加

我が国の刑事訴訟法においては、ごく一部の例外を除き起訴独占主義が貫かれ、検察官による起訴独占が行われている。

これについては、後述の通り犯罪被害者にも刑事裁判を起動させる制度を認めるべきであると考え、起訴独占主義を前提とした場合においても犯罪被害者が検察官より提起された訴訟手続に当事者として参加することを認めるべきである。そして、検察官は、公益の代表者であり、もともと被害者と立場を異にするものであるから、犯罪被害者は、被害者としての立場から、訴訟活動を行うことを可能にすべきである。犯罪被害者は個人としての法益があり、公益の中に埋没すべきでないのである。

また、公訴参加した犯罪被害者に対しては、刑事訴訟法上の当事者としての地位及び権限を認めるべきである。すなわち、検察官の隣に座る在廷権、公判期日に関する意見を述べる権利、起訴状・冒頭陳述書・論告要旨・判決書を受領する権利、証拠閲覧・謄写権、証拠申請権、反対尋問権、事案及び求刑に関する意見陳述権などが認められるべきである。

前述のとおり、ドイツではこの制度が認められている。そして、フランスにおいても検察官が予審開始請求等により裁判を開始した後に私訴を提起すると、以後、犯罪被害者は私訴原告人として刑事裁判への参加が可能になるのである。

(2) 犯罪被害者による刑事裁判の始動

この制度としては、ドイツの軽罪型の私人訴追の制度すなわち犯罪被害者が端的に刑事裁判を開始する制度とフランス型の私訴及びドイツの附帯私訴すなわち犯罪被害者が刑事手続の中で損害賠償を求めて刑事裁判を開始する制度がある。

これらは、いずれも犯罪被害者が刑事裁判を始動させる制度であり起訴独占主義を大きく変えるものであるが、私人訴追や私訴がヨーロッパ各国で行われていることはすでに述べたとおりである。また、我が国においても旧刑事訴訟法のもとでフランスの私訴型の制度である附帯私訴が行われていたのである。

そして、このうち附帯私訴は、被害者の民事的救済にも役立つものである。すなわち、我が国においては犯罪被害者が加害者に対して犯罪により被った損害の賠償を請求するためには刑事裁判と別に民事訴訟を提起することが必要であるが、犯罪により多大な苦痛を受け、刑事訴訟への協力等によ

法律豆知識⑥

公訴時効と刑の時効



15年前の1987年に、群馬県で発生した二つの誘拐殺人事件は、警察の懸命の捜査にもかかわらず犯人は検挙されず、一つの事件は、この9月、15年の経過で「時効」になりました。

刑事上の時効については、上記のような起訴前の公訴時効と、裁判確定後の刑の時効とがあります。

公訴の時効は、刑事訴訟法(250～255条)に定められており、犯罪発生後、一定期間内に、犯人を裁判所に起訴(公訴提起)しなければ、刑が科せられないという制度です。公訴時効の期間は、例えば、殺人罪など最高刑が死刑に当たる罪で15年、無期の懲役・禁固に当たる罪は10年、強盗など長期10年以上の懲役に当たる罪で7年です。

刑の時効(刑法31～34条)とは、在宅・保釈事件で裁判を受け、確定後、逃亡したりして、一定期間、刑の執行を受けなかったとき、時効で刑の執行が免除となる制度です。

通常では考えられませんが、死刑の場合で30年、無期の懲役・禁固は20年で、10年以上の有期懲役で時効期間は15年と定められています。

このように、時効制度が法定されているのは、何故でしょうか。

法律には、その根拠が示されていませんが、司法関係者や学者の間などでは、

- ① 時の経過で、犯人を処罰しようという社会の要求が薄れる
- ② 犯人は長い逃亡生活で、事実上処罰を受けたと同様の苦しみを受けた(制裁と見なす)
- ③ 証拠が散逸し、関係者の記憶が薄れて証明が困難になる(公正な裁判の実現が困難になる)

などが理由とされております。

被害者から見ますと、上記いずれの場合も、とうてい納得できるものではありません。加害者だけを極端に優遇した制度で、ここでも被害者は忘れられています。人を殺して15年間発覚しなければ訴追されないなど、とうてい許されるべきではありません。被害者の遺族は、ある日突然襲われた事件の重荷を、一生背負っていくのです。人間の尊厳を犯された人も同じです。

ドイツでは、近年、殺人の時効を20年から30年に延長し、一部の殺人の時効を廃止し、また、アメリカでも、殺人の時効を適用していない州が多数あるとの新聞報道がありました。日本でも、時効制度の見直しは、喫緊の課題であると思います。社会正義の観点から、国民にわかりやすい司法の立場から、是非早急に見直しが検討されるべきものと考えます。

活動報告

月日	活動	内容
4	15 岡村代表講演	東京第一弁護士会にて講演
	24	(岡村代表、都内病院へ入院)
	27 ヨーロッパ調査団勉強会	合宿(リフレフォーラムにて)
	28 //	//
5	9 社民党大島令子議員と会員9人が面談	会員9人が、東京新聞佐藤氏の仲介により大島議員と面談し、死刑廃止論について議論(衆議院第一議員会館)
	11 本村幹事講演	宇部市にて講演
	12 第12回関西集会	クレオ大阪西にて開催した
	12 第2回九州集会(準備会)	福岡市で開催
	18 臨時総会 第9回関東集会	役員改選、規約の一部改正、飯田橋シニアワークにて開催
24	チャリティコンサート	東京オペラプロデュースさんが、当会のために2度目のチャリティコンサートを開催 霞ヶ関ビルプラザホールにて

6	8	第9回関東集会 10	岡村代表が病院から駆けつけ、人権擁護法案・個人情報保護法案等について講演 シニアワーク(飯田橋)にて開催
	16	第23回幹事会	新役員による今後の活動方針 司法制度改革に関する署名活動についてなど
	16	第13回関西集会	クレオ大阪西にて開催
7	26	仮谷幹事、都内で大学生と面談	・ 犯罪被害者の権利、被害回復制度の確立、被害者支援 ・ 報道被害、知る権利とプライバシー保護
	7	第14回関西集会	クレオ大阪西にて開催
	8	松村幹事、都内で大学生と面談	・ 犯罪被害者の権利、被害回復制度の確立、被害者支援 ・ あすの会の活動状況
	12	ヨーロッパ調査団勉強会	岡村綜合法律事務所にて
	13	第10回関東集会 1	岡村代表が病院から駆けつけ、ヨーロッパ視察団について講 東京新聞佐藤直子記者が、メディア側として犯罪被害者とう向き合うか、心構えなどについて講話 シニアワーク(飯田橋)にて開催
	14	第24回幹事会	ヨーロッパ調査団の日程変更、署名活動、今後の運動につい
	16		(岡村代表退院)
	18	本村幹事講演	大分市にて講演
	20	本村幹事寄稿	朝日新聞「バランス感覚欠く死刑廃止論」(社民党大島議員への反論)
	21	第3回九州集会(準備会)	久留米市にて開催
8	29	ヨーロッパ調査団勉強会	合宿(新日鐵代々木クラブにて)
	30	〃	〃
	4	第25回幹事会	支援者の方から、イギリスの犯罪被害者支援制度、生涯学習 知の市場の紹介。 欧州調査団壮行会について
	4	第15回関西集会	クレオ大阪西にて開催
9	10	ヨーロッパ調査団勉強会	岡村綜合法律事務所にて
	25	〃	〃
	30	岡本会員、基調講演	日弁連等主催福岡市民シンポジウムで講演 九州・関西会員多数参加
	1	第16回関西集会	クレオ大阪西にて開催
	2	岡村代表講演	第56期司法修習生を対象に講演
	3	岡村代表講演	法務省人権擁護局人権啓発課主催の国家公務員等研修会にて講演(東京虎ノ門イイノホール)
9	7	ヨーロッパ調査団最終勉強会	岡村綜合法律事務所にて
	7	第11回関東集会 2	参加会員から、司法制度に対する不満、要望及びヨーロッパ調査団への希望事項を伺う。報道関係者傍聴。 シニアワーク(飯田橋)にて開催
	7	ヨーロッパ調査団壮行会	調査団、会員、報道関係者と意見・情報交換会(エドモンドホテルにて開催)
	8	第26回幹事会	12月8日開催のシンポジウムの打ち合わせなど
	15	ヨーロッパ調査団出発	幹事、事務局、新東京国際空港にて見送り
	18	ジャーナリスト藤井誠二氏と会員との話し合い	死刑制度について(都内にて)
	22	ヨーロッパ調査団ドイツ班(岡村代表ほか)帰国	幹事、事務局、新東京国際空港にて出迎え
	24	岡村代表、「司法制度改革推進本部検討会」にて意見陳述	犯罪被害者の司法制度改革に対する意見を陳述 松村幹事・事務局随行(永田町合同庁舎)
	24	ヨーロッパ調査団フランス班帰国	岡村代表、事務局、新東京国際空港にて出迎え
29	第4回九州大会(準備会)	久留米市にて開催	

関東集会の報告

回	月 日	参加者	講師・特別参加者	内 容
7	3月 9日	24名 初参加 2名	・岡村代表幹事 ・井上亮氏 (日本経済新聞)	◇ 犯罪被害者の被害回復・権利擁護を目指して
8	4月13日	19名 初参加 1名	・岡村代表幹事	◇ メディア規制法 個人情報保護法案 人権擁護法案 青少年有害社会対策法案
9	6月 8日	24名 初参加 1名	・岡村代表幹事	◇ 人権擁護法案 ◇ 個人情報保護法案 ◇ 署名活動について ◇ ヨーロッパ調査団について
10	7月13日	18名 初参加 1名	・佐藤直子氏 (東京新聞)	◇ メディア側として犯罪被害者とどう向き合うか(心構えなど) ◇ ヨーロッパ視察の件 ◇ フランス・ドイツの裁判
11	9月 7日	26名 初参加 4名	・本村洋幹事 ・マスコミ数社	◇ 犯罪被害者の権利確立の必要性 ◇ ヨーロッパ調査団への調査要望事項 ◇ 自己紹介 全員 ◇ 会員の状況報告 6名

関東集会も回を重ねること11回。充実感を感じる人・マンネリ化してきたと思う人と、それぞれのようです。

会の持ち方としては、前半は共通の活動、後半は自然体の分科会、そして、もっと情報交換をしたい人は2次会だという形にしてもよいのではないかと、という意見も出ています。今後の会の持ちかたについての皆様のご意見をお寄せください。

次回以降のお知らせ

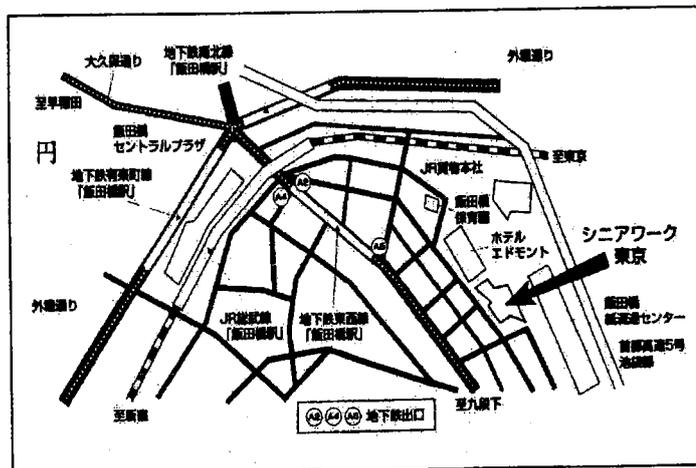
日時 11月 9日(土) 13時～17時

場所 シニアワーク東京
第3セミナー室
(千代田区飯田橋3-10-3)

会費 1000円

☆参加者対象は会員のみです。参加を希望される方は事務局までお申し込みください。

☆最寄駅：JR 飯田橋駅東口、地下鉄飯田橋駅(東西線、有楽町線、南北線)下車徒歩7分



関西集会の報告

月 日	参加者・司会者	オブザーバー	内 容
5月12日	26名 林(良)	大阪府警：2名 テレビ局：2社 アドボカシー：2名	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 藤井誠二氏(ジャーナリスト)による講演『人権擁護法案について』 ◇ 三沢肇氏(MBS キャスター)による講演『少年院と被害者』
6月16日	20名 林(良)	アドボカシー：2名 (ニュース・ステーション取材、未放送)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 大鞭基弘氏(公認会計士：北海道在住の会員)『犯罪被害者の経済的現状について・税制上の問題を中心に』 ◇ 古賀敏明氏(九州集会の会員)『刑事司法における犯罪被害者の経済的負担』
7月 7日	14名 林(友) 坂井	クローズ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 支援傍聴の意義と成果 ◇ 訴えたい被害者個人の思いと願い
8月 4日	11名 市原 一井	アドボカシー：1名	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 関西集会会計報告(今井) 会計係交代 ◇ 今後の関西集会のあり方について ◇ 私たち被害者に今必要なこと <ul style="list-style-type: none"> ・相続税 ・被害者のことを広く一般に知ってもらう ・被害者問題の知識を増やす
9月 1日	18名 稻上 大竹	クローズ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 今後の関西集会のあり方について ◇ 役割分担(一部決定) ◇ 懸賞金付き犯人情報募集チラシ配布(伊藤さん)の応援について

- 支援傍聴、皆で積極的に参加しています。その大切さを皆、実感しています。
- 9/15、伊藤さんのチラシ配布にたくさんの会員が応援のため参加しました。早く犯人が逮捕されることを期待します。
- 有志による人形劇「悲しみの果てに一絶望」の初講演が8/17に行われました。次回、11/6(水)18:30~20:00兵庫県民会館「県民ホール」定員380名
主催 (財)兵庫県人権啓発協会 078-242-5355

関西集会は、それぞれの思いを皆に語ることで被害者同士の相互理解を深め、その上で支援傍聴の大切さを知り、実際にその活動を続けお互いの絆が強く結ばれています。今後の目標は、被害者自身が広く社会に向かって訴え続け、社会と強い絆で結ばれるような活動をする事、それはひとり私達だけのためではなく、国民全体の「権利」を原点から考察し直すための「軸」となるものでしょう。

次回以降のお知らせ

日時 11月 3日(日)13時~17時

12月22日(日)13時~17時

場所 クレオ大阪西

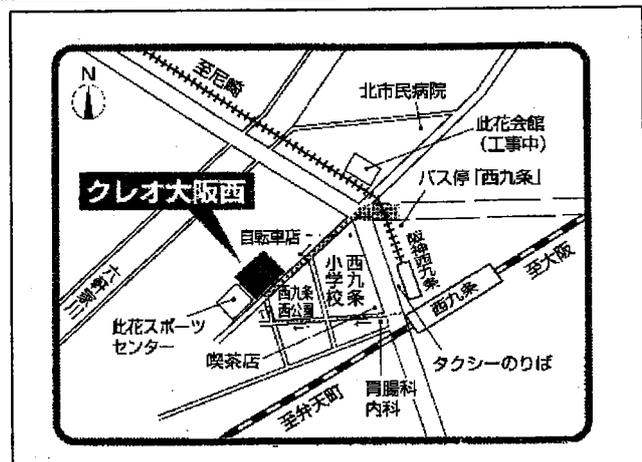
〒554-0012 大阪市此花区西九条6-1-20

TEL (06)6460-7800

FAX (06)6460-9630

●JR環状線・阪神西大阪線「西九条」駅下車徒歩3分

●市バス「西九条」下車徒歩2分大阪駅前から特79番「北港2丁目」行、幹線79番「西島車庫前」行、特59番「北港ヨットハーバー」行、野田阪神駅前から幹線77番「西島車庫前」行、特81番「舞洲スポーツアイランド」行



九州集会（準備会）の報告

月 日	参加者	内 容
5月12日	7名（事務局から1名）	・現況報告 ・今後の九州集会のあり方について
7月21日	5名	・臨時総会報告 ・日弁連主催福岡シンポで、岡本会員が被害者の立場から発表予定。ご両親から支援依頼。
9月29日	7名	・自己紹介、現況報告 ・8.30開催の日弁連主催シンポの報告 ・12.8予定の第4回シンポの概要説明 ・九州集会設立に向けて

* 次回予定 11月上・中旬に、岡村代表が福岡へ訪問し、九州集会の準備に向けた基本方針の打合会を予定しておりましたが、諸々の事情で来春に繰り延べとなりました。次回予定は、おって連絡いたします。

ある活動報告

日本弁護士連合会主催福岡シンポで会員の主張

8月30日、福岡市で、日本弁護士連合会、福岡犯罪被害者支援センターなど主催の「犯罪被害者の支援に向けて」と題する福岡市民シンポジウムが開催され、当会会員岡本真須美さんが基調講演をし、被害の実状を訴えました。

基調講演は、ほかに、大久保江美子さん（(社)被害者支援都民センター事務局長）、パネリストに、杉良太郎さん（法務省名誉矯正監）、傍聴文昭さん（西日本新聞記者）、友田宮子さん（福岡県警本部犯罪対策室長）、万年浩雄さん（日弁連犯罪被害者支援委員会副委員長）、コーディネーターに、高井康行さん（日弁連犯罪被害者支援委員会副委員長）が参加されました。

岡本さんは、大阪での第2回シンポジウムでも発表の体験を持ちますが、前日まで体調が整わず、緊張も極度に達していたものの、講演直前に岡村代表から励ましの電話があり、また、会場には、九州で定期集会を立ち上げようと奔走してくださっている藤田さんを始め、大勢の皆さんが駆けつけ、その上、遠路、近畿からも、応援に駆けつけてくれた会員がいて「壇上から、皆さんのお姿を見つけたことで、緊張もほぐれ、安心してお話することができました」との感想でした。

岡本さんは、他人の痴情のもつれに巻き込まれ、全身おおよやけどの被害に遭い、今なお、繰返し手術を受けられています。病院から、四百万円以上もの医療費を請求され、加害者に支払いを求めても「金がない」の一点張りで支払いに応じてもらえないこと、行政機関の福祉に相談しても、関係者から病状などについてまったく理解を得られず、冷たい対応ばかりであったこと、自分は謂われのない事件に巻き込まれ、苦しみ、駆けずり廻ったあげく、やっと障害年金と生活保護を受け、ぎりぎりの生活をしているというのに、加害者は、早や刑務所を出所し、名前を変えてノウノウと幸せに生活していると聞き及び悔しくてならないこと、などを訴えました。

身体の激しい疲労に加え、周囲からも理解や支援が受けられなかった苦しみ・悲しみ・くやしさを乗り越え、現在の、力強い、前向きな姿勢となっているいろいろな活動の原点になっていることなどを講演でストレートに表現し、数百名の聴衆に大きな感動を与えました。

シンポ後、日弁連など主催者の懇親会に、都合のつく会員が多数参加しました。その席では、各会員が、全国各地から見えた被害者支援の弁護士の方々などに、被害の実状や、何をさせていただきたいかなど、生の声をお伝えしました。どの弁護士も、これほど身近に被害者の方々と接したことがなかったが、本日の皆さんの声は、決して、無駄にはしません、今後の被害者の支援に大いに役立てていきます、とのメッセージが寄せられました。

（事務局）

運営の基本

【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

【ボランティア】

現在ボランティアの募集は行っていません。登録をされた方には、必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収していません。事務運営、事務所管理、ニューズレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

□郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内仲通支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

□東京三菱銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

法廷付き添い

事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあった方、およびそのご家族でお困りの方はお気軽にお電話ください。

- PM 1:00 ~ 4:00
- 03-5319-1773



◆ホームページアドレス及び Eメールアドレス変更のお知らせ

プロバイダーの変更に伴い、次のとおり変更となりました。お手数ですが、アドレス帳などの変更をお願いいたします。

◎ホームページアドレス

<http://www.navs.jp>

◎メールアドレス

asunokai@navs.jp

あとがき

ニューズレターの発行が、遅れまして、大変申し訳ありませんでした。載せるものの量が多く、いつもと形式が違うところもございますが、ご了承ください。

4月から、新しいスタッフ二人で事務局の仕事をさせていただきます。二人とも不慣れで、当分ご迷惑をおかけしますが、しばらくご容赦ください。

ご意見、ご要望などございましたら、お気軽に事務局までお寄せください。できましたら、お手紙、FAX、メールで頂戴できればと思います。どうかよろしく願いいたします。